

全労金2018春季生活闘争ニュース・第24号

《合意速報No. 8》

中国労組が関連会社との団体交渉で、 「基本合意」を表明しました！

中国労組は、3月27日11時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）		回 答（関連）	
		契約社員 （金庫転籍者）	契約社員	契約社員 （金庫転籍者）	契約社員
安定雇用	無期転換	（実現）		（実現）	
	登用制度	（実現）		（実現）	
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ		応じられない	
基本賃金		賃金表の改定 （評価反映額を正職員と同額とする）		応じられない	
一時金		—	—	—	—
昨年実績		2.0	支給なし	2.0	支給なし
雇用環境	ジョブリターン	—		—	
	年休積立	制度の新設		2019年4月目途に制度導入	
	私傷病休職	（実現）		（実現）	
公正処遇	年休	正職員と同様		要求通りではないが、改善	
	生休	（実現）		（実現）	
	母性保護	（配偶者出産以外、実現）		（配偶者出産以外、実現）	

団体交渉において、関連会社からは「回答については、要求内容が金庫と重なる部分が多々あるため、結果として金庫の回答をふまえたものになっている。その点について理解いただきたい。今回、初めて要求書の提出いただき、回答を提示することとなった。可能な限り当社として回答しており、その点もご理解いただきたい。最後に、当社としては引き続き一定の制約はあるが、改善すべき事項がないかについて検討し、結果については取締役会に諮っていく。改善できる点については改善を図っていきたいと考えており、よろしくお願ひしたい」等と表明を受けました。

亀尾闘争委員長は、「貴社より示された回答に対しては、先程、書記長より単組の判断を述べさせていただいた。これをもって本日、基本合意としたい。これまでに経験し

たことのない収益環境が見込まれる中で、雇用に関する環境整備や公正処遇について現状より前進した回答をいただいた。このことは現在の中国労働金庫および中国労金ビジネスサービスが置かれている厳しい収益見通しからすれば、できる限りの判断だと考える。今後、金庫および中国労金ビジネスサービスが一丸となってこの厳しい経営環境を乗り越えて行かなければならないが、社員が明るく元気に前を向いて日々の奮闘ができるような発信をお願いするとともに、労使で積極的かつ前向きな議論を重ねる必要があり、今まで以上に労使協議の回数を増やさなければならぬと考えるので、是非応じていただきたい。終わりに、次年度も厳しい収益環境ではあるが、引き続き、労使で力をあわせて厳しい環境を乗り越えて行きたいと考えるので、今後ともよろしく願いしたい」等と表明しました。

単組は、①雇用に関する環境整備にむけて、積立休暇制度新設の確認ができたこと、②雇用形態別の年次有給休暇付与日数について、中国労働金庫との相違を見直すことから、一定の改善が図られること、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（7単組／3月27日14時50分現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国・中国(関連)

以 上